

機関番号：32601

研究種目：基盤研究（B）

研究期間：2008～2010

課題番号：20402011

研究課題名（和文） 東アジア諸国における労働法整備支援と労働契約法制の展開

研究課題名（英文） The developments of technical Cooperation Activities and Labour Contract Law in South East Asian countries

研究代表者

藤川 久昭 (FUJIKAWA HISAAKI)

青山学院大学・法学部・教授

研究者番号：30286223

研究成果の概要（和文）：本研究は、これまで蓄積の殆どなかったアジア諸国に対する労働法制整備支援のあり方について本格的な学術調査を行うものであったが、後掲の通り発表された諸成果の通り、当初の目的通りの成果を上げた。具体的には、労働法制整備支援という観点からの日本の国際貢献の課題を探れたこと（新しい研究課題への対応ができたという成果）、単なる基準設定にとどまらない、アジアにおけるILOの技術援助活動（国際公正労働基準の現実化としての新しい活動）の実態的側面を解明できたこと（従来の課題の発展継承、という成果）、研究対象国の労働契約法制の現状と課題について解明したこと（アジア労働法研究の前提となる各種研究素材を作ることができたという成果）、アジア各国の研究者、行政機関等との関係が維持発展できたこと（研究継続のためのネットワークが構築できたという成果）という成果を挙げた。

研究成果の概要（英文）：This research has its aim as the depth academic research on "Technical Cooperation Activities (TCA) and Labour Contract Law in South East Asian countries" that has never been attempted in Labour Law academics. We, all of members of this research, could find our academic important findings and therefore, publish a lot of academic papers and make many academic presentations, base on our research activities as bellows. Namely, we could analyze and find out 1, international contributions of Labour Law TCA as Japanese and Japan, 2 the actual aspects of TCA of ILO etc in South Asian countries, and 3. the practical and theoretical problems of Labour Law in these countries. Through this research, we could maintain and develop the academic network on Asian Labour Law studies with Asian academic scholars, government related organizations and non governmental organizations.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2008年度	4,800,000	1,440,000	6,240,000
2009年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2010年度	2,700,000	810,000	3,510,000
年度			
年度			
総計	11,000,000	3,300,000	14,300,000

研究分野：法律学

科研費の分科・細目：社会法学

キーワード：労働法、アジア法、法整備支援、公正労働基準、労働契約、労使関係、国際労働機関、非典型雇用

1. 研究開始当初の背景

周知の通り、一国における労働法制の意義・役割は極めて高い。まず、人権保障システムの一環として重要な役割を果たしている。次に、多くの人間が、労働者として関与することになる労働法制は、民事法との密接なつながりを有していることから、労働法制整備は、当該国の法意識の向上に直結する。三番目に、経済システムのインフラとして不可欠なものである。労働者・使用者・労働組合という重要なアクターの経済・社会活動の予測可能性を定めることになるからである。

ところで、アジア諸国では、社会主義経済から市場経済への経済制度の移行、権威主義体制から民主主義体制への政治体制変換等により、各種法制度の整備のニーズが高まった。特に近年、アジア諸国では、労働法制への整備のニーズが高まり、各種国際機関、先進国等から、いわゆる労働法整備支援を受けて、法制度を発展させてきた。

一方、このような法整備支援を受けたアジア諸国の労働法制は、独自の発展を遂げようとしつつある。かつて、単なる「飾り窓」にすぎなかったアジア諸国の労働法は、ようやく「実質化」しようとしているのである。特に、労働契約法制に関する進展は著しく、実定法それ自体の整備のみならず、裁判所による判例法理の展開、労働行政の実務的対応、等が見られる。

申請者は、これまで蓄積の殆どなかったアジア諸国に対する労働法制整備支援のあり方とその「成果」について、強い関心を持ち研究を行ってきたが、一部の国に関する研究にとどまっていた。しかし、このような労働法制整備とその展開は、他の分野以上に、発展途上国にとって重要なテーマであるものと認識し、今回、アジア労働法研究会のメンバー全体で、本テーマについて本格的な学術調査を行うこととした。

以上が本研究の研究開始の背景であった。

2. 研究の目的

本テーマに関する研究のために、決定的に不足しているのは、研究の対象となる各種素材である。本研究は、労働法分野等において、十分な蓄積がない部分であるからである。そこで、本研究では、研究対象国・諸機関を訪問することによって（＝現地実態調査）、これらの各種素材を収集するとともに、研究ネ

ットワークを構築することを目的とする。もちろん、これらの素材収集のみならず、研究対象国の労働契約法制の内容と実務、法整備支援の現状と課題、その両者の関係について、紹介論文を中心としながら、成果を出していく。

ところで本研究テーマの研究対象国であるが、①社会主義国で資本主義経済体制に（一部）適応しようとしている国、②近年経済発展の取組みを開始し、なお途上にある国、③経済発展に取り組んできたものの必ずしも成功していない国、④経済発展におおむね成功している国の4類型において、労働法整備の現実および課題を分析したい。

具体的には、①についてはベトナム・ラオス等、②については中国等、③についてはフィリピン等、④についてはシンガポール、マレーシア等、を選定して企画調査を行う。

ところで、このような本研究には多くの意義があると思われるが、とりわけ、労働法制整備支援という観点からの日本の国際貢献の課題を探ること（新しい研究課題への対応）、単なる基準設定にとどまらない、アジアにおけるILOの技術援助活動（国際公正労働基準の現実化としての新しい活動）に目を向けることができること（従来の課題の発展継承）、研究対象国の労働契約法制の現状と課題について解明できること、という点を指摘できる。これらも本研究の目的である。

さらに、アジア労働法の研究について一定の蓄積を有し、アジア労働法研究について日頃から知見を頻繁に取り交わしているアジア労働法研究会のメンバーを組織主体としながら、本研究の作業の過程で、多くの機関・団体との研究ネットワークを構築することも本研究の価値として指摘できる。このことも本研究の目的である。

3. 研究の方法

本研究は、下記の方法で行われることを予定していた。

まず、第一に、本研究の企画立案について、問題意識を一層クリアにし、方法および課題を明らかにするために、まず、文献レビューを中心に行う。労働法分野においては、この点の先行業績がないことから、国際開発協力分野およびアジア法一般分野における研究業績および知見をまとめる作業を行うことになる。また、本研究は、アジア諸国における労働法制・労使関係の現状・課題の把握が

重要であることから、本研究組織のこれまでのアジア労働法研究のフォローアップも行うことになる。具体的には、これらの作業を行うために共同研究会を開催したい。

第二に、アジア諸国への法制度支援のあり方について、一定の研究蓄積を有しているオーストラリア・メルボルン大学法学部の労働法・労使関係研究グループのスタッフにレビューをうけるために、同大学に実際訪問して資料を収集するとともに、スタッフとの共同研究を行いたい。また、タイにあるILOバンコク支局も訪問し、国際機関によるアジア労働法整備支援についての最近の取り組みについて調査を行う。

第三に、一番大切なのは、研究テーマの本格的作業を実現するための企画調査として不可欠である、対象国への現地訪問である。すなわち、きたるべき本格的な研究のために、適切な研究機関、行政機関、労使団体、NPO・NGOを探すとともに、日本にて絶対的に不足している資料（およびその所在）についてきちんとした事前調査が必要なのである。特に、本研究にとっては、「ヒト」との交流が必要であるところ、近年重要になっているNPO・NGOの活動については、実態調査の手がかりすらないのである。

第四に、研究・調査を総括するために、共同研究会を開催することである。この場合に、研究対象国の労働契約法制の現状と課題と、法整備支援の現状と課題という2本柱で研究を総括し、成果を報告する形で共同研究会を継続する。

第四に、本研究の総括として、諸機関と共同で、国際共同シンポジウムを開催することである。本テーマに関する日本発の研究成果と、研究体制構築を足がかりとする。

最後に、上記の研究を遂行する研究組織は、これまでメンバーで継続してきた、アジア労働法研究会である。同研究会の事務局は、青山学院大学法学部に置く。事務体制は、同法学部助教の楊林凱を中心に、同法学研究会科院生の坊彩香、増田友紀乃等によって担うこととする。

4. 研究成果

本研究は、以上を背景にして、これまで蓄積の殆どなかったアジア諸国に対する労働法制整備支援のあり方とその「成果」について、本格的な学術調査を行うものであったが、後掲の通り発表された諸成果の通り、当初の目的通りの成果を上げた。

まず、総論的にいえば、研究内容面で下記

の成果を上げた。すなわち、労働法制整備支援という観点からの日本の国際貢献の課題を探れたこと（新しい研究課題への対応ができたという成果）、単なる基準設定にとどまらない、アジアにおけるILOの技術援助活動の実態的側面を解明できたこと（従来の課題の発展継承、という成果）、研究対象国の労働契約法制の現状と課題について解明できたこと（アジア労働法研究の前提となる各種研究素材を作ることができたという成果）、アジア各国の研究者、行政機関等との関係が維持発展できたこと（研究継続のためのネットワークが構築できたという成果）という成果を挙げた。以下各年度毎の研究成果を説明する。

2008年度の活動は、大きく分けて、①全体メンバーによる共同研究会の開催（2回）、②各メンバーによる担当国への実地調査とヒアリング活動、③各メンバーによる成果報告という3本柱に集約できる。その結果、各国の最新の状況を把握できたとともに、各国の研究機関、行政機関との研究ネットワーク構築について一歩をすすめることができた。特に、中国、韓国、台湾、マレーシア、シンガポールの研究者等との協力関係、国際アジア労働法学会への協力という点が特筆できる。

次に、2009年度の活動は、大きく分けて、①全体メンバーによる共同研究会の開催（5回）、②各メンバーによる担当国への実地調査とヒアリング活動、③各メンバーによる成果報告活動、④2010年6月に予定されるアジア法学会における発表のための研究活動（「アジアにおける非典型労働」）、という4本柱に集約できる。2008年度の活動を踏まえて、本テーマに関する研究を一層具体的に進展できたものとする。

最後に、2010年度である。以上の2年間で、各国研究、テーマ研究をほぼ終了し、本年度は成果報告として、国際シンポジウムを企画していた。しかし、われわれ、リーマンショック以降の（東南）アジア諸国における雇用危機の中、非典型雇用の問題が喫緊の課題になったことを踏まえて、急遽、「アジア諸国における非正規労働者」の研究を開始し、2010年のアジア法学会春季大会においてシンポジウムを組織した。具体的には、非正規従業員の実態を踏まえた問題提起（香川孝三）、非正規雇用と法制度（山下昇）、非正規雇用と社会的保護（押見（斉藤）善久）、東南アジアにおける非典型雇用と移民労働（藤川久昭）、非正規雇用とジェンダー（村岡（神尾）真知子）、韓国における非正規雇用と労

働組合（新谷真人）というテーマを設定し報告を行った（司会は、吾郷真一、吉田美喜夫）。このように本シンポジウムでは、法整備支援によって（部分的に）進展した非典型雇用法制に関する研究を踏まえて、多面的に、アジア諸国の非正規労働者の問題点に迫ることができ、これまでなされてこなかった、アジア諸国における非正規雇用の法的・実務的課題について、研究の先鞭をつけることができた。なお当初企画していた国際シンポジウムについては、青山学院大学大学院法学研究科ビジネス法務専攻人事労務法務プログラムの研究プロジェクトとして、2011年度中の実施が予定されている。

5. 主な発表論文等（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計21件）

- ① 吾郷真一「WTO と ILO —自由貿易体制と労働者の権利保障—」『法律時報』, 査読無, 82 巻 3 号, 2010, 26-31 頁
- ② 吾郷真一 "International labour standards in Asia and the role of emerging CSR codes", Japanese Yearbook of International Law, 査読無, 2010, pp.281-308
- ③ 吾郷真一 「ILO 条約の国内における効果」『平成 21 年度重要判例解説』『ジュリスト臨時増刊』, 査読無, 1398 号, 2010, 319-320 頁
- ④ 吾郷真一 「わが国における ILO 条約の批准状況と雇用に関する CSR の意義」『学術の動向』, 査読無, 2010, 50-53 頁,
- ⑤ 新谷真人 「非正規労働者と産別労組、労働者代表制—韓国を参考に」『労働法律旬報』, 査読無, 1711/1712 号, 2010, 35-37 頁
- ⑥ 香川孝三 「ILO のカンボジア工場改善プロジェクト」『季刊労働法』, 査読無, 230 号, 2010, 167-181 頁
- ⑦ 香川孝三 「アセアン諸国の労働運動」『世界の労働』, 査読無, 60 号, 2010, 14-23 頁
- ⑧ 吾郷真一 「なぜ ILO は三者構成か」『日本労働研究雑誌』, 査読無, 585 号, 2009, 10-13 頁
- ⑨ 吾郷真一 「アジアにおける ILO 基準推進」『世界の労働』, 査読無, 59 巻 4 号, 2009, 40-46 頁
- ⑩ 吾郷真一 「WTO と ILO —自由貿易体制と労働者の権利保障—」『法律時報』, 査読無, 82 巻 3 号, 2009
- ⑪ 新谷真人 「非正規労働者と産別労組、労働者代表制—韓国を参考に」『労働法律旬報』, 査読無, 1711・12 号, 2009, 35-37 頁
- ⑫ 香川孝三 「日本企業とアジアにおける労働 CSR」『国際産研』 査読無 28 号, 2009, 65-77 頁
- ⑬ 香川孝三 「ベトナムにおけるジェンダーの視点から見る労働における格差」『日本ジェンダー研究』, 査読無, 12 号, 2009, 15-26 頁
- ⑭ 香川孝三 「アジア労働法研究から見えてくる日本」『法律時報』 査読無 81 巻 12 号, 2009, 102-110 頁
- ⑮ 香川孝三 「ベトナムのストライキ問題」『IMF・JC』 査読無 295 号, 2009, 28-29 頁
- ⑯ 神尾真知子 「日本の労働・社会保障分野における現状と課題—ジェンダー平等の視点から」『世界の労働』 査読無 59 巻 10 号, 2009, 10-18 頁
- ⑰ 齊藤（押見）善久 「ベトナムに見る労働市場のグローバル化と関係法制の現状」『社会体制と法』 査読無 10 号, 2009, 22-32 頁
- ⑱ 藤川久昭 「シンガポールにおける単純外国人労働力受け入れ法制の紹介」『季刊労働法』 査読無 227 号, 2009, 212-221 頁
- ⑲ 吉田美喜夫 「タイの労働保護法改正—2008 年改正法の翻訳と解説」『立命館法学』 査読無 324 号, 2009, 147-189 頁
- ⑳ 吾郷真一 「ILO から見た日本の労働基本権問題」『国公労調査時報』 査読無 No.544, 2008, 7-10 頁
- ㉑ 吾郷真一 「CSR と労働」『世界の労働』 査読無 58 巻 11 号, 2008, 2-8 頁

〔学会発表〕（計12件）

- ① 新谷真人 「韓国における非正規雇用と労働組合」アジア法学会, 2010/6/20, 青山学院大学
- ② 押見（齊藤）善久 「非典型雇用と社会的保護」アジア法学会, 2010/6/20, 青山学院大学
- ③ 香川孝三 「非正規雇用と社会的保護」アジア法学会, 2010/6/20, 青山学院大学
- ④ 藤川久昭 「東南アジアにおける非典型雇用と移民労働」アジア法学会, 2010/6/20, 青山学院大学
- ⑤ 村岡（神尾）真知子 「非正規雇用とジェンダー」アジア法学会, 2010/6/20, 青山学院大学
- ⑥ 山下昇 「非正規雇用と法制度」アジア法学会, 2010/6/20, 青山学院大学
- ⑦ 齊藤（押見）善久 「改正ベトナム労働法典第一次～第三次草案比較」ベトナム勉強会第41回例会 2010/1/23 東京外国語大学本郷サテライト
- ⑧ 齊藤（押見）善久 「ベトナムの労働法」関西労働法研究会 2009/9/26 西宮市大学交流センター

- ⑨ 山下昇 「中国における個別労働紛争解決のルールと手続—労働契約をめぐるトラブルと労働紛争仲裁システムの原状と課題—」現代中国法研究会第 18 回研究集会シンポジウム「中国労働法制を巡る諸問題」2009/9/26 東京大学東洋文化研究所
- ⑩ 山下昇 「中国の労働法の進展と調和的な労働関係の構築」2009 年度日本経団連国際協力センター (NICC) 第 2 回中国セミナー 2009/7/14 大手町サンケイプラザ
- ⑪ 斎藤 (押見) 善久 「頻発する労使紛争と労働法・労働政策の対応」ベトナム労使関係法セミナー, 2008/12/22, ハノイ法科大学
- ⑫ 藤川久昭, 招待講演 (英語) 「日本における社会保険労務士制度の展開と労働基準」 「21 世紀の労働法・労働市場」アジア地域会議 2008/11/15, 国際イスラムマレーシア大学

[図書] (計 6 件)

- ① 香川孝三 『グローバル化の中のアジアの児童労働』明石書店, 238 頁, 2010
- ② 香川孝三 (共著) 『グローバル化の中のアジアの児童労働』明石書店 245p, 2010
- ③ 山下昇 (共著) 『変容する中国の労働法』九州大学出版会 190p, 2010
- ④ 吉田美喜夫 「グローバル化と労働規制—労働法による規制を中心に—」中島茂樹・中谷義和編『グローバル化と現代国家』(御茶の水書房) 25 頁, 2008
- ⑤ 吾郷真一 「労働 CSR と国際労働立法」『国際法学の地平 (歴史・理論・実証)』中川淳司、寺谷広司編 (大沼保昭還暦記念論文集), 東信堂, 19 頁, 2008
- ⑥ 吾郷真一 (分担) “Corporate social responsibility and its implication for public international law”, T. Komori, K. Wellens, eds. “Public interest rules of international law”, Ashgate, pp.409-442, 2008

6. 研究組織

(1) 研究代表者

藤川 久昭 (FUJIKAWA HISAAKI)
青山学院大学・法学部・教授
研究者番号: 30286223

(2) 研究分担者

香川 孝三 (KAGAWA KOZO)
大阪女学院大学・教養部・教授
研究者番号: 20019087
吾郷 真一 (AGO SHINICHI)
九州大学・法学研究科・教授
研究者番号: 50114202

吉田 美喜夫 (YOSHIDA MIKIO)
立命館大学・法学部・教授
研究者番号: 70148386
村岡 (神尾) 真知子 (MURAOKA (KAMIO) MACHIKO)
日本大学・法学部・教授
研究者番号: 80219881
新谷 真人 (ARAYA MASATO)
日本大学・法学部・教授
研究者番号: 20405682
押見 (斎藤) 善久 (OSIMI (SAITOH) YOSHIHISA)
神戸大学・国際協力研究科・准教授
研究者番号: 10399785

(3) 連携研究者

山下 昇 (YAMASHITA NOBORU)
九州大学・法学研究科・准教授
研究者番号: 60352118